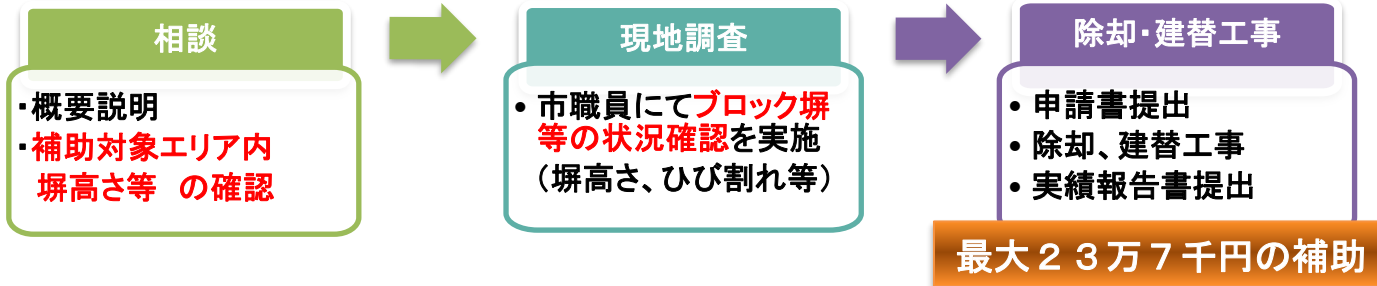


■ 都城市危険ブロック塀等除却促進事業補助制度について

○子どもたちを守るため、小学校から概ね半径500m以内の道路又は小学校の通学路に面し、倒壊の危険性が高いブロック塀等の除却、建て替え費用を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀等

○補助制度の流れ



○対象者

以下のすべてに該当する方

1. ブロック塀等の所有者
2. 暴力団関係者でない方
3. 市税の滞納のない方

○対象となるブロック塀等

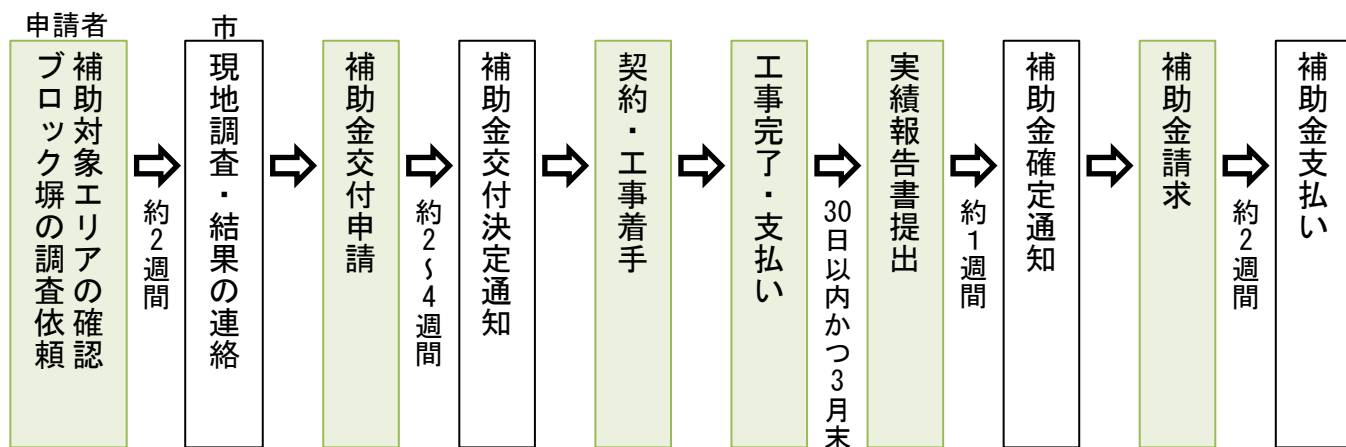
以下のすべてに該当する市内のブロック塀等

1. 健全性が確保されていないと市が確認したもの
2. **小学校から概ね半径500m以内の道路**
又は **小学校の通学路**に面するもの
3. 既存ブロック塀等の道路面からの**高さ1.2m以上**のもの
4. 除却を行う場合は、
既存ブロック塀等の道路面からの**高さ0.8m以下**となるもの
5. 建替を行う場合は、
建築基準法に適合させ、構造耐力上安全となるもの

○補助内容

事業種別	内容・補助額等
除却工事	【内容】 除却工事 【補助額】 次のいずれか少ない額 1. 1敷地につき、上限額 23万7千円 2. 除却するブロック塀等の長さにつき、 8千円/m 3. 除却工事費用の 2/3
建替工事 (除却+新設)	【内容】 建替工事(ただし、土留めに要する費用は対象外) 【補助額】 次のいずれか少ない額 1. 1敷地につき、上限額 23万7千円 2. 建て替えるブロック塀等の長さにつき、 1万8千円/m 3. 建替工事費用の 2/3

○手続きの流れ(通常)



○申請における注意事項

1. 補助対象金額は消費税抜きの金額です。消費税分は自己負担となります。
2. 工事業者との契約は、補助金交付決定通知日以降に行ってください。

★ 自己負担分の資金のみで出来る『概算払い制度』が使えます ★

『概算払い制度とは』

概算払い制度とは、事業完了後に概算払い請求を行うことで、申請者が事業者へお支払いをする前に、市から補助金をお受け取りいただくことができる制度です。申請者はお支払い代金と補助金の差額分のみご用意いただければよく、費用負担を軽くすることができます。

○お問い合わせ・お申込み

都城市役所 建築対策課 建築指導担当 【3階】
〒885-8555 都城市姫城町6街区21号
電話:0986-23-2585